

平成 27 年度

監 査 報 告 書 Ⅱ

(財政援助団体等監査)

飯 田 市 監 査 委 員

27 飯監第 77 号  
平成 27 年 11 月 12 日

飯田市長 牧野 光 朗 様  
飯田市議会議長 木下 克 志 様

飯田市監査委員 加藤 良 一  
飯田市監査委員 北澤 福 一  
飯田市監査委員 中島 武津雄

監査結果の報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により実施した財政援助団体等監査の結果を、同条第 9 項の規定により報告します。

なお、同条第 12 項の規定により、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知してください。

- 1 一般社団法人 南信州ここに
- 2 飯田商工会議所

## 1 監査の対象

名称 飯田市地域資源総合管理施設天龍峡活性化センター（以下「天龍峡活性化センター」という。通称名称：あざれあ）  
代表者 一般社団法人 南信州ここに 代表理事 木下 利春  
所在地 飯田市主税町2番地  
上記団体の所管部局  
産業経済部 農業課

## 2 監査の期間

平成27年8月25日から平成27年11月12日まで

## 3 監査の範囲

指定管理団体として、主に平成25年度から平成26年度までの事業に係る出納その他の業務の執行について監査の範囲とした。

## 4 監査の方法

天龍峡活性化センターに係る出納その他の業務について、次の事項を主眼として諸帳簿類を調査するとともに、関係職員等の説明を受けて行った。

### (1) 所管部局関係

- ア 指定管理者に対して、条例やそれに基づく協定書等に沿って運営管理されているか。
  - (イ) 管理する施設及び業務の内容は明確か。
  - (ロ) 指定管理者との間の経費の負担区分は明確か。
- イ 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。

### (2) 団体関係（指定管理者関係）

- ア 施設は関係法令（条例含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 飯田市地域資源総合管理施設の管理運営に関する協定書に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 利用促進のための努力はなされているか。

## 5 監査の結果

天龍峡活性化センターは、指定管理施設となって間もないため、その効果を充分検証するまでには至っていないが、経営状況については、監査資料の閲覧及び面接時の内容聴取により、実態の厳しさを数値として確認することができました。また、天龍峡活性化センターの管理運営について、飯田市地域資源総合管理施設の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）の趣旨に沿った市の関わり及び遵守事項の確認等

が不十分なものがあつたので、改善を求めます。

### 【監査結果の区分】

**指 摘 事 項**：財務等に関する事務の執行について、是正又は改善を求めるもの

**指 導 事 項**：是正又は改善を求める事項のうち、軽微なもの

**検討要望事項**：制度又は運用について改善の検討を求めるもの、複数の部署に対して  
統一的な指導を求めるもの

#### (1) 指摘事項

基本協定書第 6 条に基づく天龍峡活性化センターの防火管理者の選任及び同第 18 条に基づく施設賠償(損害)保険の加入について、指定管理者への確認がなされていません。

上記 2 件を含め、基本協定書で求めている事項が確実に履行されているかを把握できるような仕組みを構築されるよう求めます。 【農業課】

#### (2) 指導事項

ア 基本協定書第 21 条に基づくアンケート調査を、生産者だけでなく消費者も対象として実施するとともに、アンケートの調査結果を踏まえ、農業課と南信州ここだに両者による事業内容の改善についての検討を重ねるよう求めます。

【農業課・南信州ここだに】

イ 毎年度の報告書には、指定管理部分の収支状況が添付されているが、指定管理の指定の申請時には申請者の財務状況を記載した書面が求められている。更に基本協定書第 25 条には、指定の取消し等の定めもあるので、毎会計年度において、天龍峡活性化センターの事業報告と併せて指定管理者から財務諸表の提出を受けることを求めます。 【農業課】

## 6 監査対象団体の概要等

### (1) 設立の経過

伊那谷を中心とした地域の自然や人材を活用し、多種多様な文化の中で生活する多世代わたる住民が、互いにその果たす役割を尊重し、共生することができる地域社会の実現に寄与することを目的として設立された一般社団法人南信州ここだには、平成 25 年に飯田市との間で、飯田市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例に基づき、天龍峡活性化センターの管理運営を行なう協定を締結した。

(2) 事業目的（定款第3条より）

次の事業を営むことを目的とする。

ア 地域の伝統文化の調査、研究及び環境保全やまちづくり等の推進を図る事業

イ 旅行業法に基づく事業

ウ 地域産品の生産拡大、開発、企画販売事業

エ 都市と農山村との交流促進に関する事業

オ 地域の人材育成、雇用、就労の促進を図る事業

カ 活動内容に関する広報事業

キ 共生社会を目指した福祉事業

ク 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する業務

(3) 一般社団法人 南信州ここだに が運営管理している施設（指定管理施設）

飯田市地域資源総合管理施設天龍峡活性化センター

(4) 組織等（平成27年9月1日現在）

役員は、理事5名（うち代表理事1名）である。

従業員体制は、5名で、うち男性1名（地場産品を主体とした物流業務）、

女性4名（あざれあ業務）である。

## (5) 財務状況等（管理業務報告書より）

## ア 貸借対照表

（単位：円）

	平成 26 年度	平成 25 年度
流動資産	2,750,735	2,857,653
あざれあ現金	351,779	372,008
JA普通預金	2,340,106	2,447,244
売掛金	17,973	6,000
現金過不足金	0	0
商品	40,877	31,341
立替金	0	1,060
資産の部合計	2,750,735	2,857,653
流動負債	5,033,936	3,229,065
買掛金	1,995,857	2,047,407
預り金		130
本支部勘定	2,908,716	1,025,524
未払費用	129,363	156,004
固定負債	0	0
負債の部合計	5,033,936	3,229,065
一般正味財産	△ 2,283,201	△371,412
正味財産合計	△ 2,283,201	△371,412
負債及び正味財産合計	2,750,735	2,857,653

注 1) 平成 25 年度は、平成 25 年 10 月 1 日から指定管理

## イ 正味財産増減計算書（概要）の比較

単位：円)

科 目	平成 26 年度	平成 25 年度
I 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
(1) 経常収益		
受取入会金	351,000	235,000
受取入会金	351,000	235,000
事業収益	8,523,392	4,507,181
あざれあ事業収益	8,523,392	4,507,181
雑収益	514,069	315,355
受取利息	461	165
雑収益	513,608	315,190
経常収益計	9,388,461	5,057,536
(2) 事業費	4,687,645	2,093,115
期首棚卸	31,341	
あざれあ商品仕入	4,697,181	2,124,456
期末棚卸	40,877	31,341
(3) 管理費	6,612,605	3,325,474
雑給与	3,846,938	1,664,250
福利厚生費	13,494	37,830
支払手数料	1,228	1,155
販売促進費	1,000	43,716
旅費交通費	102,530	47,260
通信運搬費	207,321	79,275
事務消耗品費	95,283	93,352
消耗品費	179,632	97,805
広告宣伝費	3,576	21,866
修繕費	0	20,265
車輛費	5,960	27,814
光熱水料費	1,864,596	786,713
運賃	96,391	0
接待交際費	27,086	62,460
租税公課	292	33
支払負担金	13,500	26,500
家賃	70,000	70,000
賃借料	21,600	20,000
外注費	48,108	171,050
図書購読費	1,800	0
雑費	12,270	54,130
経常費用計	11,300,250	5,418,589
評価損益調整前経常増減額	△1,911,789	△361,053
当期経常増減額	△1,911,789	△361,053
固定資産減損損失	0	10,359

注 1) 平成 25 年度は、平成 25 年 10 月 1 日から指定管理

ウ 公の施設利用状況及び指定管理料

月	平成 26 年度				平成 25 年度	
	利用人数 (人)	前年比 (%)	販売金額	前年比 (%)	利用人数(人)	販売金額(円)
4	4,244	皆増	3,482,484	皆増	—	—
5	3,472	皆増	2,905,742	皆増	—	—
6	2,529	皆増	2,124,580	皆増	—	—
7	2,409	皆増	2,182,133	皆増	—	—
8	3,185	皆増	2,687,694	皆増	—	—
9	3,443	皆増	3,458,685	皆増	—	—
10	3,675	85.4	3,643,946	91.6	4,301	3,979,477
11	3,905	88.6	3,484,008	85.5	4,409	4,076,662
12	2,148	86.2	2,451,290	96.8	2,492	2,533,050
1	1,242	83.5	1,328,006	85.8	1,487	1,547,771
2	1,493	105.7	1,415,072	105.1	1,413	1,346,690
3	2,434	92.2	2,222,597	89.3	2,640	2,489,429
合計	34,179	—	31,386,297	—	16,742	15,973,079

注 1) 平成 25 年度 10 月 1 日から指定管理施設となったため、平成 25 年 4 月～平成 25 年 9 月の数値は除き、「—」と表示した。

注 2) 前年比の表示ができないものは、皆増と表示した。



## 7 監査結果に基づき講じた措置の報告

### (1) 指摘事項

指摘事項	措置状況
<p>ア</p> <p>基本協定書第 6 条に基づく天龍峡活性化センターの防火管理者の選任及び同第 18 条に基づく施設賠償(損害)保険の加入について、指定管理者への確認がなされていません。上記 2 件を含め、基本協定書で求めている事項が確実に履行されているかを把握できるような仕組みを構築されるよう求めます。</p> <p style="text-align: right;">【農業課】</p>	<p>ア</p> <p>天龍峡活性化センターの防火管理者の選任及び施設賠償(損害)保険の加入状況について、別紙のとおり確認いたしました。</p> <p>今後も、基本協定書の締結事項が確実に履行されているかについて、適切な把握に努めます。</p> <p style="text-align: right;">【農業課】</p>

### (2) 指導事項

指導事項	措置状況
<p>ア</p> <p>基本協定書第 21 条に基づくアンケート調査を、生産者だけでなく消費者も対象として実施するとともに、アンケートの調査結果を踏まえ、農業課と南信州ここに両者による事業内容の改善についての検討を重ねるよう求めます。</p> <p style="text-align: right;">【農業課・南信州ここに】</p> <p>イ</p> <p>毎年度の報告書には、指定管理部分の収支状況が添付されているが、指定管理の指定の申請時には申請者の財務状況を記載した書面が求められている。更に基本協定書第 25 条には、指定の取消し等の定めもあるので、毎会計年度において、天龍峡活性化センターの事業報告と併せて指定管理者から財務諸表の提出を受けることを求めます。</p> <p style="text-align: right;">【農業課】</p>	<p>ア</p> <p>基本協定書第 21 条に基づくアンケート調査については、消費者からの意見聴取や満足度を把握できるような調査を実施するよう指示するとともに、調査結果を踏まえ指定管理者と事業内容の改善についての検討を行います。</p> <p style="text-align: right;">【農業課・南信州ここに】</p> <p>イ</p> <p>指定管理者である一般社団法人南信州ここにの財務状況について、事業報告と一緒に提出いただくことを要請いたしました。</p> <p style="text-align: right;">【農業課】</p>

## 飯田商工会議所

### 1 監査の対象

名 称 飯田商工会議所  
代表者 会頭 柴田 忠昭  
所在地 飯田市常盤町 41 番地  
上記団体の所管部局  
産業経済部 商業・市街地活性課

### 2 監査の期間

平成 27 年 8 月 25 日から平成 27 年 11 月 12 日まで

### 3 監査の範囲

飯田商工会議所の平成 24 年度から平成 26 年度における飯田市商業振興事業補助金の支出内容を中心に、その事務の執行と所管部局である商業・市街地活性課の指導監督等の状況について監査対象とした。

### 4 監査の方法

飯田商工会議所に係る出納その他の事務について、次の事項を主眼として諸帳簿類を調査するとともに、関係職員等の説明を受けて行った。

#### (1) 財政援助団体監査

##### ア 所管部局関係

- (ア) 補助金、交付金、負担金等その他の財政的援助（以下「補助金等」という。）の決定は法令等に適合しているか。
- (イ) 補助金等の交付目的及び補助等対象事業は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (ロ) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続きは適正か。
- (ハ) 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (ニ) 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要はないか。

##### イ 団体関係

- (ア) 事業計画書、予算書及び決算書等と所管部署へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- (イ) 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- (ロ) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分な効果が上げられているか。また、対象事業以外に流用されていないか。

(エ) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

(オ) 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。また、会計処理上の責任体制は確立されているか。

## 5 監査の結果

飯田商工会議所に対する飯田市商業振興事業補助金については、交付目的に沿って執行されているが、その事務事業に係る出納その他の事務の執行について、一部の処理が同補助金交付要綱に沿っていない点が認められたので改善を求めます。

### 【監査結果の区分】

**指摘事項**：財務等に関する事務の執行について、是正又は改善を求めるもの

**指導事項**：是正又は改善を求める事項のうち、軽微なもの

**検討要望事項**：制度又は運用について改善の検討を求めるもの、複数の部署に対して統一的な指導を求めるもの

#### (1) 指摘事項

ア 飯田市商業振興事業補助金交付要綱に基づく補助事業の実施にあたり、事業内容及び経費が大幅に変更となっている事業について、同要綱第3条に基づく市の承認を受けていなかったため、同要綱に基づく適正な補助事業の事務処理をされるよう求めます。

【商工会議所】

イ 主管課にあつては、補助事業の指導監督を行うため、事業の途中経過の確認を随時行うとともに、事業内容及び経費が大幅に変更となる場合には、商工会議所に対して速やかに変更申請を行うよう指導されることを求めます。

なお、平成27年度の当該事業について直近の確認をしたいので、変更申請がある場合には、速やかに申請書の写しを提出してください。 【商業・市街地活性課】

#### (2) 指導事項

ア 飯田市商業振興事業補助金の申請に際し、予算積算においては前年踏襲とすることなく、事業計画に基づき精緻な積み上げをされるとともに、実績報告書は事業成果を明確に記載し、その成果が数値等のデータなどから具体的に解るような表記とされるよう求めます。 【商工会議所】

イ 主管課にあつては、報告書の内容が第三者にも判断できるようなものとなるよう指導監督されることを求めます。

なお、直近の確認をしたいので、飯田市商業振興事業補助金の平成 27 年度事業報告書及び平成 28 年度交付申請書の写しを提出してください。 【商業・市街地活性化課】

### (3) 検討要望事項

飯田商工会議所に対する県・市補助金の減額や会員数の減少傾向が続くなど、財源確保を取り巻く環境が厳しさを増す一方、商工会議所に求められる役割は、今後益々高まっています。平成 21 年の四商工団体統合後の職員数の削減及び支所のあり方に対応した組織機構の見直しや国の中小企業政策である経営発達支援計画に基づく事業への取り組みなど、時代の変化に対応し、自らを継続的に改善していく姿勢が求められています。

以上を踏まえ、商工会議所の外部監査において指摘を受けた事項等については、迅速かつ着実な対応を進めるとともに、組織機構の見直しなど組織課題については、早急に取組むよう検討されたい。 【商工会議所】

## 6 監査対象団体の概要等

### (1) 目的

地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もってわが国商工業の発展に寄与することを目的とする。

### (2) 設立経過

1920（大正 9 年）	飯田商工会議所創立
1927（昭和 2 年）	商工会議所法公布
1928（昭和 3 年）	日本商工会議所設立
1937（昭和 12 年）	飯田町と上飯田町が合併
1953（昭和 28 年）	戦後新しい商工会議所法が施行
1976（昭和 51 年）	中央自動車道伊北インターまで開通
2000～2010	三遠南信自動車道、リニア中央新幹線早期開通に向けた取組等
2009（平成 21 年）	飯田商工会議所と飯田市鼎・上郷・遠山郷の 3 商工会が組織統合
2010（平成 22 年）	飯田商工会議所創立 90 周年記念式典

### (3) 事業内容

飯田市商業振興事業補助金（商工会議所活動運営事業）に係る事業

#### ア 地域づくり・地域活性化事業

飯田商工会議所の 14 支部との連携による地域づくり事業などを通じて、各地域の活性化に取り組むとともに、その拠点となる 6 支所を主体とする事業の実施、支所の効率的な運営に取り組む。

#### イ 中心市街地活性化事業

飯田中心商店街連合会や飯田市中心市街地活性化協会などの団体と連携を図るとともに、南信州飯田「桜」そば食彩まつり、南信州獅子舞フェスティバル、丘のまち賑わいフェスタなど飯田市の中心市街地で開催される各種イベントの実施、協力により、中心市街地の活性化に取り組む。さらに飯田商工会館の商店街交流ホールを活用して、商店街への回遊性を高めていく。

#### ウ 三遠南信地域・中京経済圏との連携・交流事業

三遠南信自動車道の早期開通を目指すとともに、SENA や中部経済連合会などの関連団体の事業への参加や連携をはじめ、三遠南信サミット in 遠州への参加などの広域連携事業に取り組む。

#### エ 経済対策事業

認定支援機関として中小企業の相談体制を強化するとともに、経営発達支援計画の認可による伴走型支援を関係機関と連携して実施していく。

また、飯田・伊那・駒ヶ根による広域連携の新事業を展開していく。

さらに、飯田市金融政策課や金融機関などの関係機関との連携を図り、業種別の講習講演会等の開催、雇用促進事業の推進に取り組む。

#### オ 産業振興事業

商業や街づくりの分野では、地域コミュニティの担い手としての役割を通じて賑わいを創出するとともに、行政や団体と協力し魅力ある街づくり・店づくりの推進をはじめ、中心市街地活性化の推進と協力、買物困難者などに対する事業支援などに取り組む。消費喚起や地域商業の活性化を図るため、プレミアム付商品券の販売事業を実施する。

工業分野では、品質管理（QC）検定の実施をはじめ、業種別講習会などに取り組む。

#### (4) 組織（平成 27 年 3 月 31 日現在）

ア 役員 定款第 31 条に定めのある役員は、会頭 1 人、副会頭 3 人、専務理事 1 人、常議員 30 人、監事 3 人。

イ 常議員会（定款第 44 条）

ウ 議員総会 定款第 35 条に定めのある議員は 110 名（1 号議員 64 人、2 号議員 30 人、3 号議員 16 人）

エ 部会 11（定款第 47 条）

オ 委員会 7（定款第 54 条）

カ 支部 14（定款 57 条）

キ 事務局（定款第 61 条）

## (5) 財務状況等

## ア 収支決算の比較

(単位:円)

科 目		平成 26 年度	平成 25 年度	平成 24 年度
款	項			
1. 会費		41,967,250	40,606,500	40,342,948
	1. 会費	41,719,500	40,510,500	40,319,250
	2. 過年度収入	247,750	96,000	22,500
	3. 特別会費	0	0	1,198
2. 事業収入		24,695,105	23,767,799	26,722,679
	1. 共済事業収入	5,000,000	2,900,000	5,500,000
	2. 特退勤収入	0	1,000,000	2,000,000
	3. 労働保険収入	2,586,470	2,151,573	2,020,471
	4. 検定事業収入	1,500,000	1,500,000	2,000,000
	5. 事務委託収入	3,391,322	2,819,800	2,760,388
	6. 事業負担金収入	2,796,500	3,888,500	3,653,250
	7. 家賃収入	2,272,040	3,872,388	4,177,456
	8. 使用料収入	3,655,446	4,070,989	3,355,201
	手数料収入	2,527,464		
	9. 広告料収入	965,863	783,680	360,140
	10. 共益費収入	0	780,869	895,773
3. 補助金		30,783,000	86,763,000	33,821,000
	1. 市補助金	28,119,000	29,599,000	31,157,000
	2. 国県補助金	2,664,000	2,664,000	2,664,000
	3. 会館建設補助金	0	54,500,000	0
4. 負担金		0	6,680,000	43,070,000
	1. 会館建設負担金	0	6,680,000	43,070,000
5. 雑収入		5,085,402	6,335,406	7,277,170
	1. 負担金	277,000	151,000	155,000
	2. 預金利息	2,866	4,226	2,401
	3. 雑収入	4,805,536	6,180,180	7,119,769
6. 繰入金・ 積立金収入		20,220,000	21,182,500	0
	1. 特別積立金	20,220,000	21,182,500	0
7. 繰越金		7,488,621	8,875,105	4,956,920
	1. 繰越金	7,488,621	8,875,105	4,956,920
収入合計		130,239,378	194,210,310	156,190,717

## イ 貸借対照表の比較

(単位:円)

科 目			平成 26 年度	平成 25 年度	平成 24 年度
款	項	目			
1. 会費	1. 一般事業費		41,075,727	25,372,491	27,072,449
			26,758,527	25,372,491	27,056,751
		1. 商工振興費	15,212,391	14,133,297	15,584,736
		2. 特商台帳 管理費	981,546	0	0
		3. 調査広報費	5,053,554	5,630,423	5,960,173
		4. 任意台帳 作成費	0	0	381,762
		5. 部会・ 委員会費	794,862	989,267	862,853
		6. 教養対策費	154,600	0	0
		7. 会員対策費	3,968,574	4,145,504	4,059,627
		8. 商工会館 建設調査費	0	0	0
		9. 三遠南信 推進負担金	593,000	474,000	207,600
	2. その他事業費		14,317,200	0	15,698
		1. その他 事業費	0	0	0
		2. 東日本 大震災事業費	0	0	15,698
		3. 駐車場購入	14,317,200	0	0
2. 管理費	1. 給与費		65,504,521	77,546,698	74,613,163
			15,410,166	18,633,986	23,082,662
		1. 俸給	12,596,739	14,514,482	14,976,000
		2. 諸手当	479,666	940,980	2,764,129
		3. 賞与	2,333,761	3,178,524	5,342,533
	2. 福利厚生費		8,348,972	8,758,879	8,557,283
		1. 福利厚生費	8,348,972	8,758,879	8,557,283
	3. 旅費交通費		4,060,783	3,581,074	3,100,453
		1. 旅費交通費	4,060,783	3,581,074	3,100,453
	4. 事務費		22,196,276	27,846,640	27,496,618
		1. 通信運搬費	2,356,431	2,473,930	2,561,940
		2. 什器備品費 車輛費	1,082,796	1,165,339	1,293,846
			738,355	471,382	
		3. 消耗品費	3,892,533	3,763,549	3,743,388
		4. 図書費	972,661	1,007,818	1,005,380
		5. 印刷費	699,798	922,700	1,243,337
		6. 賃借料	819,000	7,325,180	8,587,180
		7. 水道光熱費	3,830,354	4,146,035	3,863,690
		8. 修繕費	140,232	178,267	110,735
		9. 事務諸費	5,315,427	4,029,255	3,526,973
		10. OA 化推進 費	2,348,689	1,142,999	1,560,149
		11. 選挙事務 費	0	1,220,186	0
	5. 会議費		875,065	1,230,833	932,373

2. 特別 管理費	6. 渉外費	1. 会議費	875,065	1,230,833	932,373	
			3,238,151	4,504,686	2,479,037	
	7. 公課分担金	1. 渉外費	2,268,651	3,283,506	1,471,417	
		2. 慶弔費	969,500	1,221,180	1,007,620	
			11,375,108	12,990,600	8,964,737	
	1. 公課	1. 公課	1,108,193	5,997,000	3,005,922	
		2. 分担金	10,266,915	6,963,600	5,928,815	
		3. 寄付金	0	30,000	30,000	
	1. 什器備品費		0	11,182,500	0	
		1. 什器備品費	0	11,182,500	0	
	4. 繰出金	1. 相談所繰入金		13,000,000	72,620,000	45,630,000
			1. 相談所繰入金	1,000,000	7,000,000	7,000,000
		2. 退職積立金	1. 相談所繰入金	1,000,000	7,000,000	7,000,000
			1. 退職積立金	1,000,000	0	0
		3. 財政調整基金積立金	1. 退職積立金	1,000,000	0	0
			1. 財政調整基金積立金	4,000,000	0	0
		4. お練りまつり積立金	1. 財政調整基金積立金	4,000,000	0	0
			1. お練りまつり積立金	6,000,000	0	0
		5. 会館改築特別会計	1. お練りまつり積立金	6,000,000	0	0
			1. 会館改築特別会計	0	65,620,000	38,630,000
5. 予備費	6. 営繕基金積立金	1. 会館改築特別会計	0	65,620,000	38,630,000	
		1. 営繕基金積立金	1,000,000	0	0	
	1. 予備費	1. 予備費	1,000,000	0	0	
		1. 予備費	0	0	0	
支出合計			119,580,248	186,721,689	147,315,612	
収支余剰金			10,659,130			
合計			130,239,378	186,721,689	147,315,612	
減価償却費	減価償却費	減価償却費	18,929,941	8,478,796	36,291,813	
		減価償却費	18,929,941	8,478,796	36,291,813	
		減価償却費	18,929,941	8,478,796	36,291,813	
再計			138,510,189	195,200,485	183,607,425	



## 7 監査結果に基づき講じた措置の報告

### (1) 指摘事項

指摘事項	措置状況
<p>ア</p> <p>飯田市商業振興事業補助金交付要綱に基づく補助事業の実施にあたり、事業内容及び経費が大幅に変更となっている事業について、同要綱第3条に基づく市の承認を受けていなかったため、同要綱に基づく適正な補助事業の事務処理をされるよう求めます。</p> <p style="text-align: right;">【商工会議所】</p> <p>イ</p> <p>主管課にあつては、補助事業の指導監督を行うため、事業の途中経過の確認を随時行うとともに、事業内容及び経費が大幅に変更となる場合には、商工会議所に対して速やかに変更申請を行うよう指導されることを求めます。</p> <p>なお、平成27年度の当該事業について直近の確認をしたいので、変更申請がある場合には、速やかに申請書の写しを提出してください。</p> <p style="text-align: right;">【商業・市街地活性化課】</p>	<p>ア</p> <p>事業内容及び経費を変更する場合は、必要な事務処理をしております。</p> <p style="text-align: right;">【商工会議所】</p> <p>イ</p> <p>補助金交付申請と実績報告を比較すると事務事業の費用に増減があり、その格差は大きいと考えられ、指摘のとおり変更手続きを要すると考えます。事業の変更や経費増減が生じる場合には、事前に相談されるよう商工会議所を指導していくとともに、各事業の推進会議における情報交換や情報共有化を図る中でも事務事業の内容や進捗状況等を確認し、適切な指導をしております。</p> <p>また、なお書きについては、現段階ではありません。</p> <p style="text-align: right;">【商業・市街地活性化課】</p>

(2)指導事項

指導事項	措置状況
<p>ア</p> <p>飯田市商業振興事業補助金の申請に際し、予算積算においては前年踏襲とすることなく、事業計画に基づき精緻な積み上げをされるとともに、実績報告書は事業成果を明確に記載し、その成果が数値等のデータなどから具体的に解るような表記とされるよう求めます。 【商工会議所】</p> <p>イ</p> <p>主管課にあつては、報告書の内容が第三者にも判断できるようなものとなるよう指導監督されることを求めます。</p> <p>なお、直近の確認をしたいので、飯田市商業振興事業補助金の平成27年度事業報告書及び平成28年度交付申請書の写しを提出してください。 【商業・市街地活性課】</p>	<p>ア</p> <p>予算については、事業計画に基づいた精緻な予算積算に努めてまいります。</p> <p>また、実績報告書における事業成果では、事業分析や事業検証をしていくための材料となる事業成果について、より具体的に表記するよう改善してまいります。 【商工会議所】</p> <p>イ</p> <p>補助金実績報告書の記載方法の改善を指導してまいります。</p> <p>また、なお書きについては、来年度早々に対応します。 【商業・市街地活性課】</p>

(3) 検討要望事項

検討要望事項	措置状況
<p>飯田商工会議所に対する県・市補助金の減額や会員数の減少傾向が続くなど、財源確保を取り巻く環境が厳しさを増す一方、商工会議所に求められる役割は、今後益々高まっています。平成21年の四商工団体統合後の職員数の削減及び支所のあり方に対応した組織機構の見直しや国の中小企業政策である経営発達支援計画に基づく事業への取り組みなど、時代の変化に対応し、自らを継続的に改善していく姿勢が求められています。</p> <p>以上を踏まえ、商工会議所の外部監査において指摘を受けた事項等については、迅速かつ着実な対応を進めるとともに、組織機構の見直しなど組織課題については、早急に取り組むよう検討されたい。</p> <p style="text-align: right;"><b>【商工会議所】</b></p>	<p>中小企業支援や地域振興をはじめとする各種事業に積極的に取り組み、地域経済の発展、地域の活性化を図る上で、商工会議所の活動運営にかかる市補助金については、市の指導監督のもと適正に活用し、事業推進にあたっては関係機関等と十分に協議して連携を図っていきます。県の補助金は削減されていますが、中小小規模事業者にとって頼られる組織として、体制の見直しや経営発達支援計画に基づく伴走型支援に取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;"><b>【商工会議所】</b></p>